



Firm News Vol. 144 Dec 2023

- 【法改正】2024年法改正について

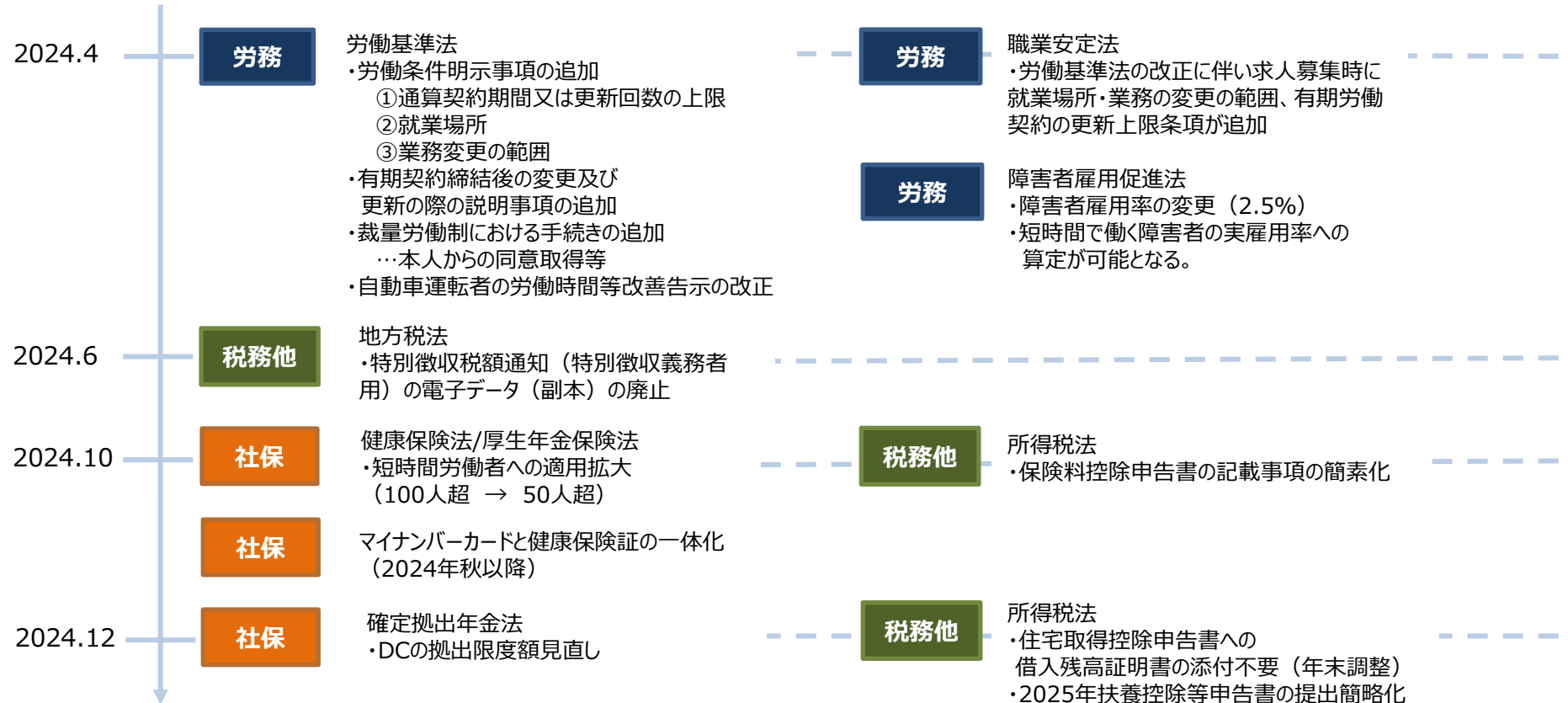


➤ 【法改正】2024年法改正について

2023年も残すところ1カ月となりました。近年、労働・社会保険関係諸法令の改正は頻繁に行われているところでございますが、2024年も複数の法改正が実施される予定となっております。法改正までに準備が必要なものやそうでないもの等々あると思いますが、まずは、どのような法改正が、いつから実施されるのかを把握することが、重要です。

そこで、今回は、2024年に実施予定の法改正について、その時期と概要についてご紹介させていただきます。

➤ 2024年法改正スケジュール（予定）





➤ 法改正概要（労務関係）

労務関係における法改正の概要は、以下の通りとなります。

1	労働基準法 (2024.4)	1. 労働条件明示事項の追加 … 労働契約の締結および更新のタイミングで、明示が必要な事項が追加となります。 (追加事項) ①全ての労働契約締結時 … 就業場所、業務の変更の範囲 (変更の範囲とは、将来の配置転換等により変わる可能性のある就業場所・業務の範囲) ②有期労働契約締結時および更新時 … 就業場所、業務の変更の範囲、更新上限の有無（通算契約期間または更新回数上限）と内容 (新しく更新上限を新設・短縮する場合は事前に理由を労働者に説明) ③無期転換申込権が発生する契約更新時 … 就業場所・業務の変更の範囲、無期転換申込機会の明示、無期転換後の労働条件の明示 2. 裁量労働制 … 新たな手続きの追加（本人の同意等）
2	職業安定法 (2024.4)	1. 求人企業・職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合、職業紹介を行う場合等に明示すべき労働条件の追加 (追加事項) ①従事すべき業務の変更の範囲 ②就業の場所の変更の範囲 ③有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は更新回数の上限を含む。） ※求人広告のスペースの関係ですべての労働条件の明示が難しい場合は、詳細を面談時に説明する等として、別のタイミングで明示することも可能。
3	障害者雇用 促進法 (2024.4)	1. 障害者法定雇用率の段階的な引き上げ 2024年4月：2.5%（40.0人以上の事業主）、2026年7月：2.7%（37.5人以上の事業主） ※新たに対象事業主となった場合は、毎年6/1時点の障害者雇用状況を所轄ハローワークに報告するとともに、「障害者雇用推進者」を選任する努力義務が発生します。 2. 算定特例 重度身体・知的・精神障害者である特定短時間労働者の実雇用率の算定方法が変更（1人をもって0.5人）



➤法改正概要（社会保険関係/税務関係）

社会保険関係/税務関係における法改正の概要は、以下の通りとなります。

1	地方税法 (2024.6)	1. 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取開始 … 従業員に配布する決定通知書（納税義務者用）に関し、①紙で受取る、②電子データで受取る、のいずれかを選択できるようになりました。 2. 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）が廃止 … 従来、紙（正本）と電子データ（副本）で受領出来ていた会社の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）が①紙で受取る、②電子データで受取る、のいずれかでの受領となります。 ※上記1及び2の選択は、eLTAXを通じて給与支払報告書を提出する際に、受取方法を選択します。
2	健康保険法・ 厚生年金 保険法 (2024.10)	1. 短時間労働者への適用拡大 … 従業員数51人以上の企業に関し、パート・アルバイト等の短時間労働者についても、社会保険の加入の義務化 ※従業員数は、現在の厚生年金保険の適用者数で判断されます。 ※新たな加入対象者は、下記①～④の条件を全て満たすパート・アルバイトの方になります。 ①週の所定労働時間が20時間以上 ②所定内賃金が月額8.8万円以上 ③2か月を超える雇用の見込みがある ④学生でない
3	確定拠出 年金法 (2024.10)	1. 拠出限度額の見直し ①企業型DCにおいて、DBにも加入している場合（月額） 現行：27,500円 改正後：55,000円-DB掛金相当額 ②iDeCoにおいて、DBにも加入している場合（月額） 現行：12,000円 改正後：20,000円
4	所得税法 (2024.12)	1. 2024年1月1日以降に取得した住宅については、従来年末調整時に住宅ローン控除を受けるために提出していた「借入金残高証明書」の添付が不要。2024年の年末調整時から適用。 2. 令和7年1月1日以後に支払いを受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除申告書等申告書」について、前年の申告内容から記載すべき事項に変更がない場合は、変更がない旨の記載のみで提出可能。

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、
下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人EOS
東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー16階
E-mail: accounting@epcs.co.jp
URL: <https://www.epcs.co.jp>